

◎佐賀県条例第4号

佐賀県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

佐賀県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成21年佐賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>平成28年7月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>平成30年7月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。